

令和2年第3回上里町議会定例会会議録第4号

令和2年6月15日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第38 （町長提出議案第58号）固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第37 特別委員会委員長報告について
日程第39 （意見書第10号）公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書（案）について
日程第40 （意見書第11号）保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）について
日程第41 （意見書第12号）加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）について
-

出席議員（14人）

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君	総 務 課 長 山 田 隆 君
総合政策課長 豊 田 貴 志 君	

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 係 長 飯 塚 剛

開 議

午前 9 時 2 4 分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第 3 8 町長提出議案第 5 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（猪岡 壽君） 日程第38、町長提出議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案説明を申し上げます。

現委員の阿部甚一氏が7月21日をもちまして任期満了となります。したがって、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい固定資産評価審査委員会委員に大字忍保1228番地在住の志田茂氏、昭和22年9月1日生まれ、現在72歳でございます。

志田氏の経歴につきましては、昭和41年3月に高等学校を卒業後、民間企業に約45年間勤務してこられました。町の役職としましては、平成30年4月から地元行政区長を1期2年、歴任し、町の様々な行政分野で御活躍されております。

つきましては、人格識見とも固定資産評価審査委員会委員としてふさわしく、志田氏が適任者であると考えておりますので、慎重に御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長からお時間いただきましたので、御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました議案につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第2波の発生の可能性も強く指摘される中、今後も町民の安心・安全を第一に、感染拡大防止に努めてまいりますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

本格的な梅雨に入り、これから夏本番となります。暑さも厳しくなりますが、議会議員の皆様におかれましては、健康管理には十分御注意をいただき、引き続き町政の発展、推進に各段の御支援、御協力をお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

ざいました。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午前9時30分休憩

午前9時31分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第37 特別委員会委員長報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第37、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより各特別委員会委員長より、各特別委員会の現在までの調査研究経過報告を求めます。

最初に、議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員長（納谷克俊君） 議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷克俊です。

付議事件に対して、前期定例会以降、今日までの間、第22回、第23回の2回の特別委員会を開催し、引き続き調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

初めに、第22回委員会についてですが、去る5月15日金曜日、議会運営委員会閉会後の午前10時45分から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、議会基本条例等素案の検討についての予定でありましたが、前回委員会までに予定をしていたタブレット端末導入のタイムスケジュールが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりずれ込む見通しとなったことから、議会事務局長より現状でのペーパーレスシステムの入札から契約までの流れや事務局分の端末調達スケジュール、また業者選定後の操作説明や、システムの運用開始時期の見込みについて報告を受けました。

報告を受けて委員会において議論をし、コロナ禍によるソフトメーカーの業務形態や端末の調達見込みなどを考慮の上、9月定例会を目途にシステムの運用開始を目指していくことといたしました。

続いて、議会基本条例等素案の検討については、これまでに合意を得られた条例案について前文を含め全ての条文を読み合わせをし、重複する表現の見直し、字句の訂正などを行い、次回委員会においてさらに洗練、向上させていくこととなりました。

次に、第23回委員会についてですが、今期定例会会期中である6月10日水曜日午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末についてでありました。前回までに、端末については議員各自

購入すること、機種については統一すること、またペーパーレスシステムについての導入スケジュール、説明会や運用開始時期等については、9月定例会を目途にすることなどが確認されてきたわけでありましたが、昨年5月に成立し、交付をされた通称デジタル手続法によって、今後、行政手続が原則オンライン化されることが基本方針とされたことにより、町でもデジタル行政の実現に向けてタブレット端末導入の検討に入ったとのことであり、所管の総合政策課の担当者に出席を求め、町におけるペーパーレスシステムやタブレット端末の導入についての検討状況などについて説明を受けました。

質疑、応答の後、休憩を挟んで、タブレット端末の導入について討議をいたしました。町におけるシステム導入の進捗状況及び見込み時期と、議会におけるシステム導入予定時期にタイムラグがあることによる弊害、とりわけセキュリティ一面において活発な議論がなされました。

また、町と同時導入した場合の導入コストやシステム及び端末管理の在り方について様々な意見が出されたところであります。

その結果、町におけるタブレット端末の早期導入を議長名において要望すること、議会単独での導入の可否について、次回委員会において検討することとなりました。

また、議会基本条例の素案についても、次回委員会において決定することとなりました。

タブレット端末導入については、これまでの協議において検討を重ねてきたことの根底が揺らぐ状況となってきたところではありますが、より効果的なシステムとなるよう町の動向にも注視して、今後も委員会を進めていくことが重要であります。

また、上里町議会における議会基本条例についての素案も各議員にお示しできる状況が近づいてまいりました。今後は、会議規則、委員会条例等の見直し、議員の政治倫理条例案なども検討していくこととなります。さらに内容を充実、発展させるために、調査研究を継続してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会活性化特別委員会調査研究報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 続いて、公共交通等対策特別委員会委員長、沓澤幸子議員。

〔公共交通等対策特別委員長 沓澤幸子君発言〕

○公共交通等対策特別委員長（沓澤幸子君） 議席番号12番、公共交通等対策特別委員会委員長の沓澤幸子です。

当特別委員会は、3月18日に開催を予定していましたが、コロナウイルス感染拡大を避けるために順延いたしました。その後も緊急事態宣言が出されるなど、3密を避ける自粛生活が求められたことを考慮して、会議の開催を見合わせてきたところです。そのため、第9回公共交通等対策特別委員会は6月定例議会中の9日、本会議後となりました。約3か月ぶりの開催となりました。

3月までの当委員会の到達点としては、独自のアンケート調査を実施するために住民にお尋ねしたい項目を各議員から募ってアンケート案をまとめ、アンケート活動に入る予定でした。緊急事態宣言は5月25日に解除しましたが、住民にじかにお願いして聞き取りするアンケートの実施が可能なのかなど、今後の調査研究の在り方を再確認する意味も含め、現状の認識とアンケートについての2点で協議を行いました。

現状の認識では、この間、議会としての調査研究ができなかったことから、総合政策課に資料の提出を依頼しました。内容は、こむぎっち号の利用状況と、コロナウイルス感染予防対策の取り組み、また県内自治体の公共交通対策方法と利用実態です。こむぎっち号の利用状況としては、昨年に比べ今年の1、2月の利用者は若干ですが減っています。昨年の9月から南北コースの便数を増やすために運行を1日置きに見直しました。コロナ禍による自粛もあり、検証は難しいところです。

次に、県内の資料は、コミュニティバスの実施自治体において人口比に対する利用率が400%を超えているところ、住民1人当たりの経費が100円未満というところもあり、研究課題が見えました。委員からも上里町の地形や人口規模など地域性を踏まえた類似自治体に絞って効果を上げている自治体の研究をしたいなどの意見が出されました。コロナ禍の下で他の自治体への視察が難しい状況ではありますが、今後の調査研究については、総合政策課の資料を基に、A、B2つの分科会において検討していくこととしました。

2つ目のアンケートについては、久々の会議であったため、アンケートに取り組むことになった経過や調査方法についても再確認する議論となりました。アンケートの取り組みは無理ではないかとの意見もありましたが、多くは予定どおり実施したほうがよいという意見でした。アンケートの内容についても、利用が高い中央ルートと利用が少ない南北ルートに分かれたアンケートが必要ではないかなどの意見もありましたが、アンケートは当初の予定どおり、利用が少ない南北ルートを重点的に取り組むことを改めて確認し、協議の結果、コロナによる公共施設の使用中止が解除される6月末を見据え、実施していくこととしました。

また、その他として、当委員会として議長に申し入れ、町に要望を上げた交通弱者対策としてのタクシー券について、町が6月議会で補正計上した高齢者お出かけサポート事業についても、当特別委員会の検討内容と乖離しているなどの意見も出され、様子を見ていくこととなりました。

コロナによる新しい生活様式が求められる中でも、町民の意向を知ることには力を注ぎ、よりよい公共交通の在り方について工夫をし、調査研究を継続していきたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 以上で各特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、各特別委員会委員長の調査研究経過報告に対して、質疑があれば順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

各特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査研究終了の報告がありませんので、引き続き調査研究をお願いいたします。

以上で特別委員会委員長報告を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいま新井實議員ほか3名から意見書第10号 公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書（案）についての件、次に、高橋正行議員ほか4名から意見書第11号 保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか2名から意見書第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）についての件、以上3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第10号 公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書（案）についての件、意見書第11号 保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）についての件、意見書第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）についての件、以上3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第39 意見書第10号 公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書（案）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第39、意見書第10号 公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 議席番号14番の新井實でございます。

意見書第10号 公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書（案）について、意見書案を読み上げまして提案理由とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の医療体制の不十分を露呈しました。感染症の全体像を把握するために欠かせないPCR検査の実施が諸外国より少なかったのは、陽性患者を受け入れる感染症対応のベッド数の不足も背景にありました。

全国公私病院連盟の邊見公雄会長は、結核患者の減少で感染症は終わったと感染症対応ベッドを減らし、常に入院ベッドは満床でないと診療報酬を下げる経営を強いられた。これでは緊急時に対応できないと公立や自治体病院の削減を批判しております。今回の新型コロナウイルス感染症拡大からも、余裕ある病床と人員体制の確保、日頃から感染症対策の研修と経験の累積が必要であることは明らかなです。

ところが、政府はこの間、地域医療構想に沿った医療体制の効率化を推し進め、昨年には再編統合の候補として全国440の公立・公的病院名を公表するなど、病院の統廃合を強力に推し進めようとしています。名指しされた病院は、がんや救急医療など限られた9つの分野の診療実績が特に少ない、近隣に似た別施設が存在する病院が対象で、病床数50床未満や99床未満の中小病院が8割近くになっています。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染でも病床の約6割は公立病院が担っており、その役割はますます大きくなっています。

よって、国においては、地方における地域の実情を踏まえた公的医療体制の在り方について十分検討し、公立・公的病院の再編、統廃合計画を直ちに撤回し、公立・公的病院の医師、看護師の確保をはじめとする条件整備の援助強化を図ることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上で提案理由といたします。慎重審議をいただきまして、御議決をよろしく願います。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第10号 公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書（案）について

の件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４０ 意見書第１１号 保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第40、意見書第11号 保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

10番高橋正行議員。

〔10番 高橋正行君発言〕

○10番（高橋正行君） 議席番号10番、高橋正行です。

意見書第11号 保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）について、意見書案を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大という事態を受けて、各地の保健所は帰国者・接触者相談センターほか、PCR検査、感染者の行動調査、接触者の確認、入院先の調整、健康視察、自粛要請などの多岐にわたる業務に取り組み、地域の感染防止対策の上では希少な役割を果たしております。

しかし、全国保健所長会が今年4月に行った緊急アンケートでも、24時間対応での相談センターの運営は66%が自治体の直営で行われ、そのうち63%は保健所だけで対応するなど、多くの保健所は過大な業務で疲弊しているのが現状です。日常業務体制の中でこうした新型コロナ対策に迫られているため、精神保健や難病等の相談、食品衛生、環境衛生、医事、薬事等の監視活動など、保健所本来の業務に手が回らないのが現状であります。

感染症が発生、流行した場合、実際の治療、予防の拠点となるのは、地域の専門医療機関や保健所ですが、医療制限や公務員削減を推し進める政府の方針の下で、感染症指定医療機関は100施設、3,400床も減らされ、保健所も地域保健改正法を踏まえ、1994年の847か所から472か所、2019年度へとほぼ半分に減らされています。今回の新型コロナウイルスの感染症に限らず、我が国では、はしかの患者が毎年10万人以上も発生し、風疹の患者数も世界ワースト4位（2012年WHO調査）、HIVエイズ患者も増加傾向にあるなど、感染症指定医療機関の整備に加え、保健所の増設と健康強化が強く求められる状況にあります。

よって、国におかれましては、閉鎖、削減されてきた感染症指定医療機関の復活、公立・公

的病院の強引な再編成の休止と併せ、保健所の増設と専門職員の増員、機能強化を図るための対策を講じるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4 番飯塚議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 質疑をさせていただきます。

今回のコロナ感染症の拡大ということについて、あらゆるテレビを見ていて、確かに保健所の実態などは大変な地域がありました。

しかし、私もこの地域として1人目の感染者が上里で出たときに、保健所所長のところへ出向いて話をしてまいりました。そのときに思ったことは、本当に幸い、児玉郡市に感染症が広がらなくてよかったなということで、いろいろと今後の対策というのも所長に聞いたんですけども、まず、その中で感じたことというのは、この児玉郡市の中で保健所1つということで、要するに所長を中心に本当に対策等を打ってくれたことは事実でありまして、私どもがこの地域において、この保健所の増設について全く思うところがないわけでございまして、公的病院の強引な再編成統合の中止に併せて行うことではないんじゃないかなというふうに思うんですが、この地域として保健所の増設というのは必要でしょうか。

お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 10番高橋正行議員。

〔10 番 高橋正行君発言〕

○10 番（高橋正行君） 今回のコロナ感染症等があった場合、ここにも書いてございますが、本来の保健所の、多岐にわたるんですよね、保健所の業務というのは。ですから、今回のコロナ感染症もまず保健所を通して、それから医療機関等に搬送なり紹介して行ったわけですが、是非保健所の、非常に保健所の業務というのは食品衛生とか、医療、薬事ですね、多岐にわたっておりますので、こういうウイルスと一緒になった場合は大変混乱をしてしまうと。そういう意味もありますし、私としては、保健所を一つでも埼玉県に増やすという方向でいっていただければありがたいと、そういうつもりで意見書を提出しました。

○議長（猪岡 壽君） 4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○４番（飯塚賢治君）　４番、飯塚です。

埼玉県のことであれば埼玉県がやればいいわけで、この地域で、この児玉郡市のコロナ感染症のことにに関して、この意見書を要するに上里議会から提出する必要があるかどうかを伺っております。よろしくお願いします。

○議長（猪岡　壽君）　１０番高橋議員。

〔１０番　高橋正行君発言〕

○１０番（高橋正行君）　埼玉県と申しましたか。そういう意味でこの地域でも児玉郡と本庄市と、そういう極端に言えば２つぐらいあってもいいんじゃないかなと。そういう、私は考えをしております。

あと、数を増やすというのはちょっと極端ですが、機能を強化すると。各保健所の機能を強化するということで提出した次第でございます。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

　　７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　ちょっと飯塚議員との質問に重複しちゃうかもしれないですけども、保健所の増設ということに対しては、これは保健所の上層部というか管轄は厚労省だと思うんですよね。確かに保健所の業務が逼迫しているというのは、あらゆるメディア等で残業時間が５００時間オーバーしたとか、いろいろな問題点が出ています。

今後、日本も人口減少に入ってきていますので、これは人口が密集している一極集中の東京とかは、どうしても人口に対する割合の保健所というのは必要かもしれません。重複するというのは、上里町において、本庄３町においてそれほど必要性があるのか。全体的に日本を見た場合に、もうそういった人口密集地等は、必要性が生じた場合には厚労省のほうで精査して、それ相当の増減を考えればいいことであって、ただ単に保健所を増やせばいいということではないんじゃないかなと思うんですよ。

確かに保健所の機能は充実させなきゃいけないというのは、これは私は賛成です。ただ、保健所を単純に増設ということについては、ちょっとそういう意味合いで、私は提案者からの説明ではちょっと納得できないなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪岡　壽君）　１０番高橋正行議員。

〔１０番　高橋正行君発言〕

○１０番（高橋正行君）　失礼しました。

保健所を単に増やすということだけではなく、機能強化。齊藤議員がおっしゃいましたように機能強化を図ると、そういう意味で提出をいたした次第です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 今の答弁だと、増設ということを、だっとうたってあるじゃないですか。保健所の増設と機能強化ということをうたっているじゃないですか。だから、機能強化は私は賛成ですよ。内容を充実させるということについては。

だから、先ほどから言っているように、要するに人口減少、日本列島も人口減少していくわけですよ。それなのに保健所をどんどん乱立させて、何かがあるたびに増やしていくということはいかなものなのかというふうに思うわけなんですね。

それよりも内容を充実させて、要するに保健所の職員を増やすとか、ほとんどが今、聞いたところによると、パートの人とかなんかが多いんじゃないかなという気がするんですよ。そういうのをタイムリーに対応できるような職員をちゃんと配置するような、機能を充実する。これは私は賛成です。

だから、ここにうたってあるように、保健所の増設ということについては疑問符がつくわけですね。これを問うているわけですよ。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 10番高橋正行議員。

〔10 番 高橋正行君発言〕

○10 番（高橋正行君） 保健所を増設しなければならないようなところは増設して、保健所の機能をまず強化すると、そういうことでございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 先ほど申しましたように、保健所の増設については反対します。

機能の強化については賛成ということで、ただ単にやみくもに保健所の増設というか、これ1つの保健所を開設するといったって、莫大な費用がかかるわけですよ。やっぱり、先ほどの答弁の中にありましたけれども、タイムリーに、要するに必要性があるところというのは、この文章からは読み取れないんですよ。ただ単に減っているから、国はこれだけ減らしたから増やしたいというふうに私は受け止めたんですけども、そういうのであればもう少し細かく、必要に応じた地域においては増やすべきだというふうな意見書であれば、私は賛成しますよ。

だけれども、これはただ単に保健所の増設、全国的に増やせというふうに私は理解しているので、この部分については反対します。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論は。

4 番飯塚賢治議員。

〔4 番 飯塚賢治君発言〕

○4 番（飯塚賢治君） 4 番、飯塚でございます。

保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大をしたこの感染者が多数出たところに関しては、確かに情報によりますと、保健所の体制、機能も本当にまともにできることがなかったということは聞いております。ただし、私どものこの地域において、保健所等の体制というのは、十分頑張ってこられたのではないかなというふうに思っているところであります。

したがいまして、この児玉郡の上里町議会として増設をするこの意見書に対して、反対の討論とさせていただきます。ただし、機能強化については、対策を講じるようにしていかなければならないと考えているところであります。

以上であります。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 意見書第11号 保健所の増設と機能強化を求める意見書に賛成でありますので、賛同もしているわけなんですけれども、意見を述べたいと思います。

そもそも、この限られた地域についてというただし書がなくても、1994年の847か所から472か所に減らされた地域というのはもう分かっているわけなんです。児玉郡市はもともと1か所なんです。ですので、それをうたわなくても、増設すべき地域、あと機能強化をすべき地域というのは明らかなわけなんです。

先ほど来、人口が減少する等の反対の意見者からありましたけれども、しかし、日本社会は確実に高齢化社会に向かっておりますし、あと、新しいウイルスとの闘いがここ近年、様々な勢いで増えてきているわけですね。そういう実態の中で、今回のコロナウイルスで非常に厳しい実態が目の前に出されて、やはりそれに対応すべく増設すべき地域、いわゆるこの間、閉鎖されてきた地域ですね、そこを復活させること。閉鎖されてきたんですから復活するという。新しく建て直すんじゃなくて、閉めたところをまた機能回復していくということも含めて、従来1か所しかないこの児玉郡市地域におきましては、いわゆる職員などもだいぶ減らされてき

ているわけですので、そうしたところの機能強化を併せて訴える意見書になっていますので、私としては賛成したいというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 今、この提案されていますけれども、そのものについては慎重に、我々は議論しなくちゃいけないというふうに私は考えています。今、この日本のコロナ感染の対策について、例えば今、これをやると、上里町を考えての増設と機能の強化というふうに言われていると思うんですけれども、これを管轄しているのが本庄の保健所ということになっていますよね。そうすると、この本庄の保健所の機能がどうだったのか。それ、真剣に考えなきゃいけないんですよ。国のことも考えるのは当たり前なんですけれども、この本庄地区の保健所の対応が、この対応じゃ駄目だったんだということなのか、これで十分だということなのかというのはいろいろ議論があると思いますけれども、私は本庄保健所の対応がまずかったとか、対応が少なかったとか、そういうことには受け止めていません。

内容的には、こういう問題提起するのは、別に反対ではないんですけれども、この辺のところはもう少し考えて提案していただきたかったなというふうに私は思います。

○議長（猪岡 壽君） 表明してください。

○3番（高橋勝利君） 基本的には私は反対です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第11号 保健所の増設と機能強化を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。起立は明確にお立ちください。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、休憩動議」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ただいま11番納谷克俊議員から休憩動議が発せられました。

この動議には賛同議員がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

休憩することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。

午前１０時１３分休憩

午前１０時４６分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ただいま暫時休憩中に議会運営委員会より討論のことにつきまして議論いたしまして、その結果につきまして議会運営委員長より報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長、新井實議員。

〔議会運営委員長 新井 實君発言〕

○議会運営委員長（新井 實君） 皆さん、大変長らくお待たせして申し訳ございません。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議内容について御報告いたします。

先ほどの討論であります、賛成、反対討論の順序やそれらの表明に関し、会議規則に一部抵触するのではないかといった部分がありましたので、協議いたしました。

上里町会議規則第52条によりますと、討論については、議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならないとありますが、先ほどの討論では指名順序に不規則な部分がありました。また、討論の際に冒頭で賛否の表明を行うべきところ、最後に賛否表明するなど、発言方法に一部適当ではない部分もありました。委員会では今後、このような発言方法に関して、規則の遵守の徹底や申合せ書の修正を含め、引き続き協議していくこととなりました。

以上、報告を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 議会運営委員長より以上の報告ということでございます。

引き続き会議を続行いたします。

◎日程第４１ 意見書第１２号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第41、意見書第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）について、意見書案を読み上げて提案理由とさせていただきます。

加齢性難聴は、日常生活に支障を来し、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな要因になっています。最近では加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。我が国の難聴者率は欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器使用率は難聴者1,430万人のうち14.4%の210万人にすぎず、欧米諸国に比べて極端に低くなっています。これは難聴を医療のカテゴリーで捉えて補助制度がある欧米に比べ、我が国は障害者のカテゴリーで捉えて補聴器購入に対する補助対象を絞り込んでいるためです。

国の補助対象は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度、重度難聴者に限られています。一方、補聴器の値段は片耳だけで3万から20万円にもなり、保険適用がないため全額自己負担となっています。また、低所得者にとっては補聴器の購入そのものが困難と言わざるを得ません。このため我が国でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対する助成制度が実施されているところです。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、高齢者の社会参加の促進、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられます。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。慎重審議していただき、御議決賜りますようお願いして説明とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）なんですが、難聴者って加齢性だけなんですか。それとも、要するに私、個人的な考

えだと、幼少期、生まれつき難聴の方とか、突然事故等で難聴になる方もいると思うんですよね。そこの冠のこの加齢性というのだけを救助するという考え方がちょっと私、疑問に思うんですけども、今言ったように多くの範囲においてこういった難聴者というのがいるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、この加齢性についてというところがちょっと引っかかるんですけども、これについてちょっと説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 加齢性というふうにあえてしてあるところは、障害をお持ちの方の補聴器等についてはもう定められておりまして、補助の対象となっておるところです。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それと、そういう観点からだということで理解できますけれども、そうすると加齢性ということに特化するんですけども、加齢性ですと難聴だけなのか。身体に及んでくる、加齢することによって難聴だけが影響してくるのか。極端な言い方をすると、私も今、10年以來、耳鳴りですよ、両方で。キーンという音がずっと、寝ているうちは気がつきません。これ、専門家というか耳鼻科で診察してもらいました。加齢性によるものです。治療はありません。特効薬はありません。これ、しょうがない、ずっと死ぬまで付き合っていくしかないんですけども、加齢性ということについて言えば、難聴だけじゃなくて、今、私が言ったようなこともあるし、いろんな症状が出てくると思うんですよ、加齢性ということになれば。そういうものに対してはどういうふうに考えるんですか。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 様々な要望があると思いますけれども、この意見書は加齢性によって、やはり聞き取りにくいという比率というのは非常に高いわけなんですね。そういう中で、やはり聞こえないということがもたらす孤独感とか、そういうものから、例えばバリアフリーという言葉があると思いますけれども、聞こえのバリアフリー。やはり鬱になったり認知症になったりというそういう原因が聞こえにくさから来ていることが非常に高いというのは、もう研究でも明らかになっていまして、そういう学会でのレポートなどもたくさん出てきています。そういう中で、様々なことはありますけれども、私といたしましては特に医学的にも明らかになっている部分において、個人負担を少しでも軽くすることによって社会で活躍する幅が増えるんじゃないかということを願っての意見書の提案となっています。

○議長（猪岡 壽君） 7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） ちょっと今の答弁ですとあまりよく理解できないんですけれども、加齢性にはほかにもあるでしょうということで、私もこの意見書の中に鬱や認知症の危険因子とありますけれども、やっぱり一人でここいると、この耳鳴りというのはすごく災いして、本当に嫌なうっとうしい気分になりますよ。でも、これ、さっきも言ったように、処置ができないと。特効薬がありませんと言われたら、さっきも言ったように死ぬまでこの状況で付き合っていかなくちゃならない。

先ほどの繰り返しになりますけれども、やはりほかにも加齢による症状というのはいっぱいあると思うんですよね。口の中の歯のほうも傷んできたり、いろんな症状が個人個人あろうかと思えますよ。腰が痛くなったり、膝が痛くなったりとか。それはみんな加齢によるものでというふうに片づけられるのが我々の年になると多くなると思うんですよね。そういうものに対しては、じゃ、どういうふうに考えるんですかという質問をしたと思うんですけれども、それについての答弁がちょっといただけていなかったかなというふうに思うんですよ。その辺についてお願いできますか。

○議長（猪岡 壽君） 12 番沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） 私自身もパーフェクトにいろんなことを網羅しているわけではなくて、加齢によって様々な、足腰が不自由だったり、いろんな症状、耳鳴りというのも大変つらいことなんだろうなというふうに想像できます。

しかし、今回の意見書は補聴器という、そういう手だてを講じれば救われる部分なんです。そういう部分についてでありまして、また、そういう様々な加齢によって出てくる症状について、医学的な根拠だとか様々な分かってきた部分で救える部分の制度が今後研究して見つかるのであれば、是非そういう部分にも取り組んでいきたいと思えますけれども、私はまだそこまで耳鳴りをどういうふうに改善したらいいとか、皆さんに説明するほどの力も持っておりません。そこで、今回は難聴の方に対する補聴器、それも障害を持っている方たちの補聴器の補助はもう実現できているわけですから、高齢になるに従って難聴の方が増えていくわけですので、その部分の対策ができればいいなというふうに思っているところなんです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。反対の討論の方からお願いいたします。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 意見書第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほども何点か質問したように、これは要するに難聴者にだけというのがやっぱり、それと、加齢性というんですね。これがちょっと私は引っかかるんで、加齢性ということになると先ほどこから言っていますようにいろんな症状が出てきます。それに対して、じゃ補聴器をつける人はそれは、100%じゃないかもしれないですけども、改善できて、快適性が与えられると。我々みたいに治りませんよ、特効薬ありませんよという人には、じゃどうするんですかということですよ。私は一つの個人的な例を出したわけですけども、だったらばもっと手広く考えると、やるべきじゃないかなというふうに思うんですよ。

改善されるのであれば、これは本当に喜ばしいことであろうというふうに思います。ですけども、それをいいなと私は思うわけですよ。じゃ補聴器つければ、50%の難聴が補聴器つけることによって90%ぐらいまで改善できる。ああ、羨ましいな。じゃ俺もそういった意味で何か手がかりというかやれば、このキーンという周波数の高いやつが鳴っているわけですけども、何の策もないんですよ。と考えると、ちょっと不公平というか、もう少し幅広くいろんなことを考えてもらいたいなというふうなことを考えるわけです。

よって、反対の討論とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、賛成討論はございませんか。

5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 賛成の立場から意見を言わせていただきます。

確かに補聴器というのは保険が利かないんですね。それで高額です。そして、私の場合も加齢による難聴というか、声が小さくて聞き取りにくい人もいます。声が大きくてはっきりしている人は聞き取りやすいんですけども、今は昔と違って補聴器がすごく技術がよくて、雑音が入ったり頭が痛くなるとか、そういうのありませんし、性能がいいだけ金額も大きくなっています。

ここには3万から20万と書いてありますがけれども、もっと高いんじゃないかなと。ピンからキリまでですけども、これがもし保険適用になれば皆さん使いやすいんじゃないかなと思いますので、私は賛成の立場から意見を言わせていただきました。

○議長（猪岡 壽君） 次に、反対の討論を求めます。

〔発言する声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ちょっと待ってください。今、反対討論を求めたわけですが、交互にやるということで。

〔「賛成がなければ」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 賛成がなければ。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 私も実は難聴なんですよ。

○議長（猪岡 壽君） 高橋議員に申し上げます。賛成か反対かを表明してから意見を言ってください。

○3 番（高橋勝利君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私も難聴になっています。何でそうなるかという、耳が遠くなってくるので、医者に行きますよね。そのときに医者のほうでそういう度合を検査します。そのときに、もうこれで補聴器をつけないとこれから生活していくのに非常にいろんな面で支障が来されますよと、こういうことを医者に言われまして、じゃ、どうするんですかと言ったら、補聴器を推挙しますから購入してはどうですかと、こういうふう言われまして、今、仲井さん、言ったんですけれども、20万と言ったんですけれども、私、それよりもっとかかっていますよ。片方だけで15万、両方で30万かかりますと。それじゃ高いから片方だけにと言ったら、それじゃバランスが悪くなるからということで30万出して買いました。

実際、保険が入っていないんですよ。保険に入っていないんですよ。だからほとんど自腹でやっています。これ、入れているものについては、電池でやっていますので、これ、全部終わっちゃうとまた買わなきゃならないと。ということはこの30万の購入で全てが終わるんじゃなくて、半年たつと電池が全部終わっちゃう。それをまた民間の業者のところに行って買ってくると。こういうことで、既にもう40万近くのお金を使っちゃっているという立場からすると、私はこのことについては賛成して、是非通していただきたいというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに反対討論等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◇

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（猪岡 壽君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（猪岡 壽君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時6分閉会